

# 令和3年度事業計画（案）

令和3年度の本会事業を次のとおり計画する。

## 【基本方針】

1. 従来の業務分野における専門性の確立と新たな業務分野の開拓
2. 会員が安心して執務に取り組める環境づくり
3. 研修会の開催
4. 制度広報の推進と公益的活動の強化
5. 司法書士法改正への対応
6. 会組織の基盤強化と支部の活性化

### 1. 従来の業務分野における専門性の確立と新たな業務分野の開拓

日司連の司法書士制度150周年記念事業への協力を通して司法書士が相続登記・相続手続の専門家であることを広く市民に周知し、また、相続登記相談センターの運営等により相続登記の受託促進を図る。

国土交通省関東地方整備局と「国家賠償法にかかる損害賠償請求事務の事務委任への連携協力に関する協定」を締結する。宇都宮国道事務所の管理区間における道路管理瑕疵事務に関し、示談交渉や損害査定等のアウトソーシングに対し会員を推薦することとなるので、説明会を開催するなどしたうえで協力会員を募集する。

相続登記の義務化等法改正に対する情報収集及び情報提供を行う。

成年後見業務について、リーガルサポートとちぎ支部と連携して積極的に取り組む。

### 2. 会員が安心して執務に取り組める環境づくり

業務のデジタル化の推進について検討（必要に応じて委員会等を設置）する。

綱紀事案処理手続の適正な運用を行う。

非司法書士が業務を行う事案に対して、適時情報収集や調査を行い、その結果、違反が明らかな場合に速やかに対応する。

市民窓口を適正に運用し、会員に対する苦情に迅速に対応する。

### 3. 研修会の開催

コロナウイルス禍における研修会のあり方としては、リモート開催がメインになると思われ、また暫くはその状況が続くとも思われる。受講者側の環境整備のサポートについては、必要に応じて対応する。

財産管理人名簿登載のための指定研修会を開催する。

支部の研修事業を充実・活性化すべく、支部助成金等の支援を行う。

#### 4. 制度広報の推進と公益的活動の強化

司法書士制度150周年記念事業に向けた日司連の広報活動に協力する。

空き家・所有者不明土地問題への対応として、自治体等と連携・協力して問題解決に寄与するとともに、相談会等の開催を検討する。

栃木県司法書士会のマスコットキャラクター「司法しかまる」を広報活動に積極的に活用する。

ホームページや市町の広報誌を利用した効果的かつ効率的な制度広報を図る。

会報「やしお」の紙面の充実に努める。

相続登記相談センターの運営及び各種団体が開催する相談会へ相談員を派遣する。

総合相談センターの再開に向けて検討する。また、その他の各相談会についても、コロナウイルスの状況に応じて都度開催の可否を判断する。

法教育への取り組みとして、出張法律教室の案内、講師派遣を行う。

調停センター「こんぱす」の今後のあり方について検討する。

自然災害等の被災者に対する法的支援活動に備える。

#### 5. 司法書士法改正への対応

日司連の今後の司法書士法改正に向けた大綱の策定等に対し、必要に応じて意見を発信する。

#### 6. 会組織の基盤強化と支部の活性化

会務のデジタル化の推進について検討（必要に応じて委員会等を設置）する。

中長期的な会の財政計画について検討する。

人的資源と財務的資源とを効果的かつ効率的に活用し、メリハリのある事業執行・予算執行を目指す。

新入会員を積極的に各委員会に参加させ、会への帰属意識を高める。

支部が活性化するよう、支部事業に積極的な支援を行う。

### 【各部の事業】

#### 1. 総務部

- ・ 職業倫理の確立
- ・ 苦情処理に関する事業

市民窓口に寄せられる市民からのご意見に丁寧に対応できる仕組みづくりを

行う。

- ・紛議調停に関する事業（紛議調停委員会）
- ・綱紀事件への対応
- ・非司法書士排除活動（非司法書士排除委員会）
- ・業務賠償責任保険に関する事業
- ・司法書士法改正への対応
- ・会の組織改革に関する事業

支部の活動が活発化するよう、支部長会等を通して意見を伺い積極的に支援をする。

- ・会館管理
- ・事務合理化への対応

事務局の体制について、改善を進める。

- ・危機管理への対応

防犯カメラの設置を検討する。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための方策を講じる。

- ・会則、規則、規程等の見直し
- ・福利厚生に関する事業
- ・デジタル化の推進

## 2. 経理部

- ・会費納入管理

①定額会費については、従前と同様、定期納入のため個別対応を行う。

②事件数割会費については、会員における業務報告書の正確な記載及び提出期限の遵守にも注意を払いながら、適正納入を図る。業務報告書の内容に疑義がある会員については、個別的調査を行う。

- ・予算執行に関する管理

①安定的な会務運営を図るため、予定された収入を確保するとともに、支出に関しては、各部と連携を取りながら事業の内容を精査し、適正に予算を執行する。

②司法書士会館の経年劣化により修繕・補修を必要とする箇所が散見される様になったため、緊急性を要する箇所から優先的に修繕・補修を行う。付帯設備、備品等で老朽化が見られるものに関しては、新しい設備への入れ替えを行う。

③司法書士の基幹業務の一つである相続登記に関する啓発事業や相続登記相談センターの開設に伴う相談事業に対応するため、本年度も相続登記等推進対策費を計上する。

・中期、長期の財政計画の検討

今後の会館修繕並びに会館建替の在り方及び会費の在り方について会費等検討委員会を立ち上げ諮問する。本会の財務状況に応じて財務調整積立金及び会館修繕積立金を計上する。

3. 企画部

・権利擁護・法教育への対応（権利擁護・法教育委員会）

- ①法律教室の講師を会員に対し募集し、講師候補者名簿に登載する。
- ②未成年者（主に高校生）向け法律教室及び一般市民向け法律教室を開催し、講師を派遣する。
- ③未成年者向け法律教室の開催案内リーフレットを県内各学校及び関係機関に配布する。
- ④一般市民向け法律教室の開催案内リーフレットを県内各自治体及び関係機関に配布する。
- ⑤「一日司法書士」については、コロナウイルス禍の状況を睨みながら、開催の可否や時期、方式等について、検討する。

・業務拡充への対応（業務拡充委員会）

- ①不在者財産管理人・相続財産管理人業務の研究及び検証。
- ②コロナウイルス禍による雇い止めや住宅ローン滞納等の案件の増加が今後見込まれることから、債務整理業務を中心とした裁判事務の研究及び検証。
- ③道路管理瑕疵による示談交渉・損害査定業務に協力する会員の募集、研修及び推薦。
- ④その他周辺職能との協働による新たな業務拡充のためのテーマの検討。

・相続並びに空き家及び所有者不明土地問題等への対応（制度推進研究委員会）

- ①空き家等問題及び所有者不明土地問題に関する相談会への相談員派遣。
- ②空き家等問題及び所有者不明土地問題に関する研修会への講師派遣。
- ③空き家等問題及び所有者不明土地問題に関する会議への出席。
- ④表題部所有者不明土地の所有者等探索委員の派遣。
- ⑤空き家問題に関する協議会への参画及び協定締結に向け、各自治体への働きかけを行う。
- ⑥各自治体からの空き家問題及び所有者不明土地問題に関する相談、依頼の受託体制を維持及び管理する。
- ⑦各自治体の空き家等問題対策協議会に派遣している会員間の情報交換の機会を設ける。
- ⑧各自治体の空き家問題及び所有者不明土地問題担当者と本会担当者との情報交換の機会を設ける。
- ⑨相続土地国庫帰属法の施行による「相続登記義務化制度」が再来年にも開始

することが見込まれることから、同制度の開始に向けた研修会や事例研究会等を企画する。

・ **各種受託事業への協力（財産管理人等名簿運営委員会）**

- ①裁判所からの依頼に基づく不在者財産管理人、相続財産管理人及び遺言執行者の推薦
- ②財産管理人名簿登載のための指定研修会の開催
- ③相続財産管理人名簿（本委員会）、不在者財産管理人名簿（同）、法律教室講師候補者名簿（権利擁護・法教育委員会）、空き家等問題に関する受託会員名簿（制度推進研究委員会）等は、会員募集や名簿更新、会員推薦等をこれまで各委員会が独自に行ってきたため、各名簿の登載者や員数、運用実績、更新時期等が当該委員会以外には十分に把握されていなかった。そこで本委員会を主管委員会として、これら各種名簿を一元管理することとし、より効率的な活用を図りたい。

・ **会報の定期発行（会報編集室）**

- ①会員の意見発表と、より新しい情報の提供を目的として、会報の発行を継続する。
- ②感染対策をとった上での研修や相談会等が増えることを想定して、前記基本方針を踏まえて、変化、新しさのある内容、原稿になるよう心掛ける。

・ **対外広報事業（広報委員会）**

- ①広告代理店を活用し、効果的な制度広報を研究し、実践する。
- ②ホームページにおいて、相続登記相談センターの特設ページ等の作成を行う。
- ③法の日記念事業として、司法書士の制度広報として効果的なイベント等を検討する。
- ④栃木県司法書士会のマスコットキャラクターを用いたクリアファイルなどのキャラクターグッズを作成し、相談会等での配布など、効果的な利用方法を検討する。
- ⑤日司連及び相談事業部と連携し、相続登記推進についての効果的な広報を行う。

#### 4. 研修部

・ **全体研修会の開催（年4回開催予定）**

- ①年度初頭に年間開催計画を立てる。
- ②時宜に適ったテーマでの研修会を開催する。
- ③登記業務以外にも、財産管理業務、成年後見業務の他、依頼者のニーズに沿った業務内容を広く取り扱う。
- ④倫理研修を含む単位制研修の履修の義務化により、会員が積極的に研修に参加できるよう充実した内容での研修会開催に努める。

- ⑤映像配信等を利用した会員が視聴しやすい受講形態での研修会を開催する。
- ⑥研修会の録音録画環境、WEB配信環境の質を高めるため、機器の購入等、録音録画、配信環境の見直しを図る。

- ・ **専門実務研修会、スポット研修会の開催**

必要に応じて適宜開催する。

- ・ **倫理研修の開催**

単位制研修のうち、2単位の倫理研修の履修が義務付けられたことから、広く全会員に倫理研修を履修する機会を設ける。

- ・ **単位未取得会員への対応**

取得を義務付けられた所定の単位数を取得しなかった会員に対し、本会単位制研修単位未取得会員に対する指導要領に基づき対応する。

- ・ **新人研修の実施**

①今まで行っていた新人研修を、合格者に対する合格者研修会と、新入会者に対する新入会者研修会に分け実施する。

②配属研修希望者に配属研修を実施する。

- ・ **支部研修への支援**

①研修用DVDの整理、新規購入等を行う。

②研修機材（プロジェクター、スクリーン）の貸出を行う。

③財政的支援を行う。

④研修用DVDの案内を各支部長へ適宜行う。

- ・ **日司連主催の研修会への積極的参加**

日司連主催の研修会への積極的参加を呼びかける。

- ・ **日司連主催の年次制研修会への義務参加**

入会后3年、以降5年を加えた年次の会員を対象とした倫理研修への義務参加を働きかける。

- ・ **関東ブロックの研修同時配信システムを利用した研修会の運営**

関東ブロックや他単位会主催の研修会を聴講できる貴重な機会となることから、本システムの積極的な活用を図り、同時配信による研修会を運営開催する。

- ・ **ホームページを活用した研修日程の告知**

- ・ **日司連ホームページの「研修ライブラリ」及び「e-ラーニング」利用の告知**

- ・ **本会で管理する研修用DVD貸出手続の告知**

- ・ **ホームページ会員名簿欄への「研修単位取得の有無」及び「年次制研修の履修状況」に関する掲載**

- ・ **司法書士特別研修への協力**

- ・ **日司連・関東ブロック主催の研修会への協力**

関東ブロック新人研修会の相続講義の講師が10年超の長期に渡っていることから、段階的に後任者への交代を図る予定である。

## 5. 相談事業部

### ・司法書士総合相談センターの運営

#### ①常設無料相談会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から本会会館、足利、日光、小山、那須塩原の各会場の常設無料相談会を引き続き中止するが、市民全般へのワクチン普及または社会情勢に応じて再開する。

#### ②広報との連携

再開後は広報と連携し、総合相談センターの周知に努める。

相談予約方法及び相談運営体制についても相談者の傾向を見ながら随時検討する。無料相談会予約システムを稼働する。

### ・相続登記相談センターの運営

#### ①相続登記相談センター登録司法書士の募集

日司連の相続登記推進事業の一環である相続登記相談センター運営のため、相続登記相談センター登録司法書士を募集する。

#### ②相談体制

登録司法書士事務所での初回無料相談と第2第4土曜日に実施している電話による相続・遺言無料相談との2本立てで相談に応じる。

#### ③広報との連携

広報と連携し、フリーダイヤルとWEBサイトによる市民からの相談に対する司法書士の紹介システムを確立する。

### ・調停センター「こんぱす」の運営

①利用者の増加に努める。行政の相談窓口等への広報・情報発信に努める。

②事件担当者、手続実施者を養成するため、研修を企画実施し、ADR研修の体験者、名簿登載者の増加を図る。

③他会の調停センターの実情を調査し、今後の「こんぱす」のあり方について検討する。

### ・法の日の無料相談会の実施

### ・税理士会との合同相談会の開催

税理士会とのタイアップ事業である「相続・贈与に関する相談会」について、昨年度は新型コロナウイルスの感染防止の観点から開催を見合わせたが、本年度は感染防止対策に十分な配慮をした形での開催を検討する。毎回相談者からも好評を得ている相談会であり、税理士会との協働関係の維持にも資することから、可能な限り実現に向け努力する。相談会の広報については、税理士会の負担も考慮し、費用対効果が最大となるよう効果的かつ効率的な方法を探りつつ行う。

### ・被災者支援活動

日司連、関東ブロックなどから災害支援のための相談員派遣要請に対応する。

本県において災害が発生した場合、必要に応じて支援活動を行う。

・ **他団体からの要請に基づく相談担当者の派遣**

行政、各種団体からの法律相談員の派遣要請に対し、各支部長と密に連携を取りながら相談担当者の決定を円滑に行う。

**【その他の事業】**

**1. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部への支援**

研修会・相談会の共同開催を計画する。

成年後見制度利用促進法の推進のために協働する。

**2. 関係団体との交流と情報収集**

・ 法務局との協議会（三者協議会を含む）の開催及び協力

・ 県及び各市町との協議

・ 三士会（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）の開催

・ 五士会（司法書士・弁護士・公認会計士・不動産鑑定士・税理士）の開催

・ その他消費者団体等への協力

**3. 五士会無料相談会の実施**

**4. 他団体からの要請に基づく会員の派遣及び推薦**

**5. 日本司法支援センター（法テラス）への協力**

**6. 関東ブロック総会の主管に向けた準備（令和4年6月開催予定）**